

1 地域包括ケアシステム

【地域包括ケア推進課】

「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齡者保健福祉・介護ビジョンとして、いわゆる団塊の世代の方々が 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）までに、地域包括ケアシステムを構築すべく、各施策を推進する。

【5つの基本方針】

基本方針 1「住まい」住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

基本方針 2「予防」介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

基本方針 3「生活支援」助け合い活動などの支援体制づくりの推進

基本方針 4「介護」いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

基本方針 5「医療」医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

上記の基本方針に基づき各施策を推進するため、副市長を本部長とする地域包括ケアシステム推進本部を設置し、その中に 5 つの部会を設けている。

<地域包括ケアシステム推進本部 令和 6 年度実施状況>

令和 6 年度においても、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向け、基本方針である 5 つの項目について各専門部会を開催し、それぞれ各専門部会での事業の見直しや進捗管理を行った。

2 高齡者福祉

1 高齡者人口（4 月 1 日現在）※外国人を含む

【高齡者福祉課】

○高齡者数（65 歳以上）……155,059 人

2 施設援護対策

【高齡者福祉課】

（1）養護老人ホーム豊寿園

（施設の概要）

- 名称 養護老人ホーム「豊寿園」
- 所在地 金堀町 195
- 定員 52 人
- 敷地面積 15,113.54 m²
- 延床面積 2,393.04 m²
- 構造 鉄筋コンクリート造り 4 階建て
- 開園 平成 21 年 10 月 1 日
- 入所対象 環境上の理由及び経済的理由がある者

高齢者福祉部

(2) 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑

要介護認定を受けた高齢者に、ケアプランに基づき、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理等のサービスを行う。また、要支援・要介護高齢者とその家族の負担を軽減するための通所介護（デイサービスセンター）・短期入所生活介護（ショートステイ）施設等を併設しており、平成14年6月に開設した。

(施設の概要)

- 所在地 船橋市西船2丁目21番12号
- 敷地面積 4,711.72 m²
- 延床面積 5,396.95 m²
- 構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建て
- 施設内容 特別養護老人ホーム 100床、ショートステイ 20床
 デイサービスセンター 定員40人、在宅介護支援センター、老人憩の家

(3) 老人福祉センター

名称 区分	東老人福祉センター	中央老人福祉センター	北老人福祉センター	西老人福祉センター	南老人福祉センター
所在地	薬田台5-31-1 社会福祉会館内	夏見台1-11-3	三咲7-24-1 北部福祉会館内	藤原3-2-15 西部福祉会館内	湊町1-11-19 南部福祉会館内
構造及び占有面積	鉄筋コンクリート造 1,069.95 m ² (4,833.20 m ² ※)	鉄筋コンクリート造 1,386.59 m ²	鉄筋コンクリート造 1,303.65 m ² (3,375.63 m ² ※)	鉄筋コンクリート造 1,606.91 m ² (2,578.13 m ² ※)	鉄筋コンクリート造 1,822.26 m ² (2,158.16 m ² ※)
開館	昭和59年4月1日	昭和50年9月1日	平成6年4月22日	平成8年5月10日	平成11年9月1日

※福祉会館全体の延べ面積

○利用状況

施設名	年度 区分 (人)	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	年間 1日平均						
東老人福祉センター	年間	72,611	14,337	36,958	49,906	49,600	61,479
	1日平均	278	90	139	171	170	211
中央老人福祉センター	年間	46,933	7,288	22,650	31,056	36,228	40,374
	1日平均	177	46	85	106	124	138
北老人福祉センター	年間	59,528	12,924	38,684	47,279	45,281	46,427
	1日平均	227	81	145	161	155	158
西老人福祉センター	年間	49,637	5,649	22,276	33,064	35,722	36,327
	1日平均	189	35	83	112	122	124
南老人福祉センター	年間	50,915	10,315	25,613	32,533	36,064	38,223
	1日平均	194	64	96	111	123	130

(4) デイサービスセンター

市立老人デイサービスセンターを3か所設置し、在宅の要支援・要介護高齢者等に対し入浴、給食等の日常生活上の支援などを日帰りでを行っている。

No.	施設名	所在地	開設年月日	利用定員	施設面積
1	北老人デイサービスセンター	三咲 7-24-1 (北部福祉会館内)	平成 6 年 10 月 1 日	20 名	331.13 m ²
2	南老人デイサービスセンター	湊町 1-11-19(南部福祉会館内)	平成 11 年 9 月 1 日	30 名	335.90 m ²
3	朋松苑デイサービスセンター	西船 2-21-12 (特養朋松苑内)	平成 14 年 6 月 1 日	40 名	404.92 m ²

3 保健医療対策

【高齡者福祉課】

(1) はり、きゅう、マッサージ等費用の助成

次の要件に該当する者に施術費用の負担軽減を目的に助成券を交付する。

○助成券の種類と対象者

- ①高齡者はり、きゅう、マッサージ等費用助成券 70 歳以上の市民税・県民税非課税の者
- ②老々家族介護支援はり、きゅう、マッサージ等費用助成券 65 歳以上の高齡者のみの世帯において要介護 2 以上の認定を受けている者を在宅で介護している家族
- ③高齡者介護予防促進はり、きゅう、マッサージ等費用助成券 介護保険制度の「総合事業」として実施する介護予防事業、もしくは地域等で一定基準のもとに実施される介護予防教室にて全回数参加した 65 歳以上の者

○助成額

助成券 1 枚 1 回の施術につき、800 円（保険適用の施術を除く）

○交付枚数

①の対象者は年度 12 枚、②の対象者は年度 24 枚、③の対象者は 1 つの事業につき 12 枚。ただし、対象となる事業は 1 年度に 1 回のみ

4 自立支援対策

(1) 日常生活用具の給付【高齡者福祉課】

日常生活に支障のある高齡者に日常生活用具を給付する。

○対象者

次の要件をすべて備えている在宅の 65 歳以上の者

種類	要件	
自動消火装置	1. ひとり暮らし高齡者又は高齡者のみで生活をしていること 2. 既に自動消火装置の給付を受けていないこと（同居している者も含む）	市県民税所得割が非課税の世帯
電磁調理器	1. ひとり暮らし高齡者又は高齡者のみで生活していること 2. 心身機能低下に伴い防火等の配慮が必要であること 3. 既に電磁調理器の給付を受けていないこと（同居している者も含む）	
シルバーカー	1. 歩行が困難なこと 2. 既にシルバーカーの給付を受けていないこと	

杖	1. 既に杖の支給を受けていないこと 2. 日常生活において歩行が困難なこと 3. 平衡機能障害又は下肢もしくは体幹機能障害の身体障害者手帳を交付されていないこと
---	---

(2) 補聴器購入費用助成事業【高齢者福祉課】

聴力低下により日常生活に支障のある高齢者が補聴器を購入する際の費用を、3 万円を上限に助成する。

○対象者

次の要件をすべて備えている在宅の 65 歳以上の者

イ. 市県民税所得割が非課税の世帯であること。

ロ. 医師による補聴器の使用が必要であるとの証明があること。

ハ. 聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと。

ニ. 購入日の翌日から起算して 1 年以内の申請であること。

ホ. 以前に補聴器購入費用の助成を受けていないこと。

(3) 重度要介護認定者（要介護 4・5）対策【高齢者福祉課】

訪問理美容サービス

理容院・美容院へ出向くことが困難な重度要介護者の居宅に、理容師・美容師を派遣する。

○費用

理美容料金は利用者の自己負担 ※出張費用は市が負担

(4) 重度要介護認定者（要介護 4・5）家族介護対策【高齢者福祉課】

家族介護慰労事業

重度要介護者を在宅で介護している家族に、慰労金（年額 150,000 円）を支給する。

○対象者

次の要件をすべて備えている重度要介護認定者を在宅で介護する家族

イ. 市民税非課税の世帯に属すること。

ロ. 過去 1 年間介護保険のサービス（年間 7 日以内のショートステイの利用は除く）を受けていないこと。

ハ. 過去 1 年間継続して要介護 4 又は 5 の認定を受けていること。

ニ. 過去 1 年間通算して 90 日を超える入院をしていないこと。

ホ. 生活保護の受給者でないこと。

(5) 要介護認定者対策【高齢者福祉課】

①介護用品（紙おむつ等）の支給

在宅の要介護 3・4・5 の認定を受けている者を支援するため、紙おむつ等を支給する。

○対象者

在宅で市民税・県民税の額が 65,000 円以下の要介護 3・4・5 の認定を受けている者（生活保護受給者を除く）

○助成限度額

月額 8,900 円分を上限にカタログから選択

②介護用品（紙おむつ等）の支給を受けている者が入院した際のおむつ代の助成

○対象者

介護用品（紙おむつ等）の支給を受けている者で、入院により支給を中止された者

○助成限度額

月額上限 8,900 円 1 回の入院につき最高 3 か月、年度最高 6 か月

③福祉タクシー乗車券（要介護者等）の交付

要支援 2・要介護 1～5 の認定を受けている者がタクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成する福祉タクシー乗車券（要介護者等）を交付する。

（身体障害者手帳 1・2 級、視覚、下肢・体幹機能障害 3 級、腎臓機能障害（人工透析治療を受けている者に限る）3・4 級、療育手帳④の 1～A の 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者の申請窓口は障害福祉課）

○助成額

市が協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合、運賃の半額を助成（1 回につき上限 1,200 円）。

○交付枚数

要支援 2・要介護 1・2：年度 12 枚

要介護 3～5：制限なし

④高齢者住宅改造費助成事業

要支援・要介護の認定を受けている者のために住宅を改造しようとする場合に、その費用を助成する。

○対象者

イ．市内に 1 年以上居住していること。

ロ．世帯の生計中心者の市民税・県民税額が 32 万円以下であること。

ハ．助成対象者が介護認定を受けていること。

（要支援 1・2、要介護 1・2 の認定を受けている者については申請される総工事費が 150 万円以下であること。）

○助成限度額

1 住宅の改造につき 50 万円

○助成率

市民税・県民税非課税世帯：100%

市民税・県民税課税世帯：50%

（6）高齢者家族介護支援事業【高齢者福祉課（高）、地域包括ケア推進課（地）】

①ファミリー・サポート・センター事業（介護）〔高〕

援助が必要な高齢者や高齢者の介護をしている家族（利用会員）とお手伝いをしたい人（協力会員）を結びつける。

○費用

月～金 1 時間につき 750 円

土・日・祝日・休日及び年末年始 1 時間につき 960 円

②やすらぎ支援員訪問事業〔高〕

認知症高齢者を在宅で介護している家族の負担を軽減するために、支援員を派遣し身体介護を伴わない見守り、話し相手などを行う。

高齢者福祉部

○費用

1 時間につき 200 円（高齢者のみの世帯または市民税・県民税非課税世帯は 1 時間につき 100 円）

③徘徊高齢者家族支援サービス事業〔地〕

G P S を利用した探索システムにより、認知症の高齢者等が外出中に行方不明となった場合に早期発見・事故防止を図るとともに、介護者が現場に行って保護することが困難な場合、要請により緊急対応員が現場へ急行し対応する。

○費用負担

住民税課税状況に応じた費用負担あり

（市県民税非課税世帯 250 円／月 市県民税課税世帯 500 円／月）

④家族介護支援事業（介護者向け講習会）〔地〕

要介護者等を介護する家族を対象に、在宅介護の知識や心構え、具体的な介助の方法などを習得してもらい、介護力の向上及び介護負担の軽減を図ることを目的に、講習会を開催する。講習会では、講義や実習だけでなく、個別相談の時間を設け、その人にあった介護の方法などについて助言する。

○費用

無料

（7）ひとり暮らし等高齢者対策（65 歳以上を対象。一部 75 歳以上）【高齢者福祉課】

①寝具乾燥消毒事業

ねたきり又はひとり暮らしの高齢者で、日照や人手などの理由により寝具の自然乾燥が困難な方に対し、乾燥消毒車を派遣する。

②声の電話訪問

ひとり暮らし高齢者に対し、孤独感の解消と安否確認のために、定期的に電話で訪問する。

③緊急通報装置の貸与

高齢者に急病などの緊急時に通報を行うことができる装置を貸与する。

○対象者

イ. 常に安否の確認を必要とする 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、又はこれに準ずる高齢者。（無料）

ロ. 常に安否の確認を必要としないが、緊急時の対応に不安を持つ 75 歳以上のひとり暮らし高齢者。

（市民税・県民税非課税者 1,100 円/月（税込） 市民税・県民税課税者 2,200 円/月（税込））

④軽度生活援助員の派遣

ひとり暮らし高齢者等の居宅に援助員を派遣する。（40～64 歳の介護認定のある者も対象）

○費用

1 時間につき 400 円（ただし、市民税非課税世帯は無料）

○内容

日常的な清掃（居室、台所、風呂、玄関など）、買い物、調理、洗濯等

⑤高齢者等食の自立支援事業

食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者等に、栄養バランスのとれた食事や病状に応じた各種制限食を届けるとともに安否の確認を行う。また、健康で自立した生活が送れるように、希望に応じて栄養管理サービスを提供する。

○費用

メニューによって異なる。（栄養管理サービスは無料）

⑥生活・介護支援サポーター事業

ボランティアをする意志のある高齢者等を対象として生活・介護支援サポーター（有償ボランティア）を養成し、高齢者宅や介護施設に派遣する。

○費用

1 時間につき 500 円

○内容

在宅の高齢者宅においては、散歩の付添い、食事・食材の確保、家屋内の整理・整頓等。介護施設においては、清掃、食事の配膳、洗濯等。

⑦緊急一時支援事業

要支援・要介護認定のない在宅のひとり暮らし高齢者等の急な体調変化などによる緊急時に、原則その日のうちに支援員が居宅を訪問し、一時的な援助を行う。

○費用

1 時間につき 500 円

○内容

病院等への付き添い、食事・食材の確保、親族への連絡等

（８）成年後見制度利用支援事業【地域包括ケア推進課】

65 歳以上の者のうち、成年後見人等の市長申立て時の費用や、成年後見人等の報酬の支払いが困難な者に対して助成する。

○後見人等報酬の助成額の上限

在宅 月額 28,000 円

施設入所・長期入院 月額 18,000 円

5 生きがい対策**【高齢者福祉課】****（１）老人クラブ**

○助成金

会員 20～29 人：年額 40,050 円と 20 人を超える 1 人につき年間 450 円を助成する。

会員 30 人以上：年額 75,600 円と 30 人を超える 1 人につき年間 450 円を助成する。

（２）生きがい広場

高齢者の健康と相互の親睦を深めるためにゲートボール場を設置している。

	所在地	面積（㎡）	コート数（面）
1	南三咲 3-17-25	4,259	3(内屋根付 2)
2	習志野台 5-42-2	780	1
3	本郷町 499	1,029	1
4	松が丘 4-32	944	1

（３）老人憩の家

地域の高齢者が気軽に集い、相互の親睦を図る場として老人憩の家を設置。令和 7 年 4 月 1 日現在、民間借上分 7 か所、公共施設内設置分 22 か所の計 29 か所ある。

高齢者福祉部

(4) 木村俊子記念船橋市学生会館

船橋市いきいき同窓会会員及びふなばし市民大学校いきいき学部学生等の研修と相互の交流、親睦及びクラブ活動を推進し、生きがいの高揚を図ることを目的とし、一層円滑に活動できるよう、その拠点施設として設置した。

○施設の概要

所在地 船橋市芝山 5 丁目 43 番 7 号

敷地面積 258.31 m²

建物の構造及び面積 木造瓦葺 2 階建 152.98 m²

(5) 敬老行事

本市における敬老会などの行事については、老人福祉法の施行前の昭和 28 年から地域ごとに実施しており、逐年その内容・方法も改善され、老人福祉法が制定されてからは、市民的な年中行事として各地区の町会・自治会等が主体となり、「敬老の日」を中心に敬老行事が催されている。

①敬老祝金

当該年度中に対象年齢となる方に祝金を贈呈する

88 歳：20,000 円 100 歳：30,000 円

②敬老行事交付金

敬老行事を実施する町会・自治会等に対して、開催費補助として交付金を交付する。

算出方法：その年の 7 月 1 日に市内に居住し、町会・自治会等が敬老行事にお声掛け、お知らせする 80 歳以上の高齢者 1 人につき 2,000 円

(6) 高齢者いきいき健康教室

高齢者を対象に、健康維持・増進及びふれあいの場の提供を目的として老人福祉センター等で各種教室を実施。(14 会場 15 教室)

(7) シルバーカード

市内に住所を有する満 65 歳以上の方を対象に、身元・緊急連絡先等が確認できるカードを発行。

6 ケア・リハビリセンター

姉妹都市であるオーデンセ市の優れた介護リハビリシステムを参考とし、高齢者がねたきりにならずに、常に人間としての尊厳を持ち、自立して生活できるよう支援するための施設として設置した。

リハビリセンター、ケアハウス市立船橋長寿園からなる複合施設である。

〔事業概要〕

・所在地 船橋市飯山満町 2-519-3

・敷地面積 9,772.90 m²

・規模等 鉄筋コンクリート造り、地下 1 階地上 4 階、延床面積 6,251.79 m²

・施設内容

(1) ケアハウス市立船橋長寿園【高齢者福祉課】

○事業開始年月日 平成 10 年 5 月

○定員 単身者 30 人 (30 室)、夫婦者 10 人 (5 室) 計 40 人

身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる 60 歳以上の人に、安心して自立した生活を送ってもらうための施設。緊急の際は夜間も含め、職員がすぐに対応するほか、各室にはナースコールが備えられている。

○運営：指定管理者 社会福祉法人清和会

○利用者要件

①市内に住所を有すること。

②60 歳以上の者であること。

③自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。

④ケアハウスを使用することにより、自立した生活が可能となること。

○夫婦入居

夫婦入居の場合、一方が①～④の要件を備えている者であり、他の一方が、55 歳以上の者であって③～④の要件を備えている者。

(2) リハビリセンター【健康政策課】

平成 26 年 4 月から指定管理者制度を導入し、同年 7 月からリハビリテーション科の診療所、平成 27 年 4 月から訪問看護ステーションの運営を開始した。また、医療保険、介護保険適用外のリハビリ事業を提供し、地域で生活しながらリハビリを行っている方を対象に、リハビリの総合的な提供を行っている。

なお、リハビリに関する総合相談の窓口を設置し、リハビリを行う病院等との連携や啓発活動を積極的に行い、医療・介護等の専門家、家族等がリハビリテーションの立場から協力しあう「地域リハビリテーション」の推進を支援している。

○サービス内容

・リハビリセンタークリニック（リハビリテーション科の診療所）

外来診療、外来リハビリ、訪問リハビリ、通所リハビリを実施

・リハビリセンター訪問看護ステーション

訪問看護を実施

・リハビリ事業（医療保険、介護保険適用外のリハビリ）

パワーリハビリ教室、同フォローアップ、プールリハビリを実施

・地域リハビリテーション拠点事業

リハビリの総合相談や啓発活動等を実施

○運営 指定管理者 医療法人社団輝生会

3 介護保険

1 沿革

【介護保険課、高齡者福祉課】

高齡化が進展するなかで、高齡者とその家族がいつでも、どこでも、誰でも、適切に保健・福祉サービスが利用できることを目的として、要援護高齡者に対するサービスを中心に目標量を設定し、その提供体制を確立するための具体的な施設整備及び人材確保の目標を掲げて、平成 6 年 2 月に「船橋市老人保健福祉計画」を策定した。これは、老人保健法及び老人福祉法に基づく法定計画で、平成 6～11 年度までの 6 か年計画であった。

この目標年度の到達を受け、これまでの成果と今後の課題等を検討するとともに、計画名を「高齡者保健福祉計画」に改め、あわせて平成 12 年 4 月にスタートした介護保険制度を円滑に実施するための「介護保険事業計画」と一体的な計画として、平成 12 年 2 月に新たな「船橋市高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定した。

これは、平成 12～16 年度までの 5 か年計画であり、介護保険法に基づく 3 か年の事業規模に応じた介護保険料算定の見直しにあわせ、「高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画」を中間年度で見直すこととしたものである。

平成 14 年度の中間年度見直しは、第 2 次高齡者保健福祉計画の策定に当たって行ったような抜本的な見直しを行う状況にはないことから、介護保険事業計画等の数値の見直しを中心に、平成 13 年度に実施した高齡者生活実態調査を踏まえ、その後の社会情勢の変化や新たな課題に対応するための見直しとし、計画期間は平成 15 年度を計画初年度とし、平成 19 年度を目標年度とする 5 か年計画を策定した。

この計画は 3 年ごとに見直すことになっており、平成 17 年度においては、予防重視型システムへの転換や地域ケア体制を構築するための介護保険法の制度改正を踏まえ、平成 18 年度を初年度とする 3 か年計画を策定した。

平成 20 年度においては、元気な高齡者の社会参加や増加するひとり暮らし、認知症等により介護を必要とする高齡者などさまざまな課題に対応し、すべての高齡者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる総合的な支援体制を構築するため、平成 21 年度を初年度とし平成 23 年度を目標年度とする 3 か年計画を策定した。

平成 23 年度においては、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齡者保健福祉・介護ビジョンとして、地域包括ケアシステムを構築するため、平成 24 年度を初年度とする 3 か年計画を策定した。

平成 26 年度においては、今後、認知症高齡者やひとり暮らし高齡者・高齡者のみ世帯が増加していくことが考えられ、高齡者を取り巻く状況の変化を踏まえながら、高齡者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、平成 27 年度を初年度とする 3 か年計画「第 7 次高齡者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」を策定した。

平成 29 年には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とした介護保険法の改正が行われ、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進、介護保険サービス利用時の負担割合の変化等、様々な取り組みや制度の変更を踏まえ、平成 30 年に「第 8 次高齡者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を策定した。

令和 3 年度からの介護保険制度改正では、2040 年を見据えて、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新を図ること等を踏まえ令和 3 年度を初年度とする「第 9 次高齡者保健福祉計画・第 8

期介護保険事業計画」を策定した。

令和 6 年度からの介護保険制度改正では、団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年を迎えることになり、さらには、2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口（15～64 歳）が急減することが見込まれており、これまで以上に中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標など、優先順位を検討していくことが重要となる。

このような高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら高齢者の保健・福祉・介護等の施策について将来の展望を見据えた適切な施策を推進していくため、令和 6 年度を初年度とする「第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を策定した。

2 被保険者

【介護保険課】

介護保険には、65 歳以上の人全員と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者が加入することとなる。なお、令和 7 年 4 月の被保険者数は次のとおり。（但し、第 2 号被保険者数は市町村で把握できないため、住民基本台帳人数を記載）

第 1 号被保険者（65 歳以上の人）	154,820 人
第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の人）	233,986 人

3 令和 7 年度の予算額の状況

【介護保険課】

介護保険事業特別会計予算額	54,269,000 千円
一般会計からの繰入額	8,449,400 千円

4 保険料

【介護保険課】

第 1 号被保険者の保険料額は、表のとおり。

なお、第 2 号被保険者の保険料額は、加入している医療保険ごとに決められる。

所得段階	区分		保険料年額
第 1 段階	本人が 市民税非課税	生活保護等を受けている人、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が 80 万 9 千円以下の人	17,424 円
第 2 段階		世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が 80 万 9 千円を超え 120 万円以下の人	25,344 円
第 3 段階		世帯全員が市民税非課税で本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が 120 万円を超える人	49,104 円
第 4 段階		世帯に市民税課税の人がいて本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が 80 万 9 千円以下の人	67,320 円
第 5 段階		世帯に市民税課税の人がいて本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が 80 万 9 千円を超える人	79,200 円
第 6 段階	本人が 市民税課税	本人の合計所得金額が 91 万円以下の人	87,120 円
第 7 段階		本人の合計所得金額が 91 万円を超え 125 万円以下の人	91,080 円
第 8 段階		本人の合計所得金額が 125 万円を超え 200 万円未満の人	102,960 円
第 9 段階		本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	118,800 円
第 10 段階		本人の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人	134,640 円
第 11 段階		本人の合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の人	150,480 円
第 12 段階		本人の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の人	166,320 円

高齢者福祉部

第 13 段階	本人の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の人	182,160 円
第 14 段階	本人の合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満の人	190,080 円
第 15 段階	本人の合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満の人	198,000 円
第 16 段階	本人の合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満の人	205,920 円
第 17 段階	本人の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,200 万円未満の人	229,680 円
第 18 段階	本人の合計所得金額が 1,200 万円以上 1,500 万円未満の人	237,600 円
第 19 段階	本人の合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満の人	261,360 円
第 20 段階	本人の合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満の人	269,280 円
第 21 段階	本人の合計所得金額が 3,000 万円以上の人	277,200 円

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（本人が市民税非課税の場合）を控除した額である。

※公費負担による低所得者への保険料軽減強化として、第 1 段階から第 3 段階の保険料については、負担軽減を実施している。

5 保険給付

【介護保険課】

保険給付には、被保険者の要介護状態に関する給付である介護給付、要支援状態に関する給付である予防給付がある。保険給付は、介護サービスに要した費用の 9 割、8 割又は 7 割に相当する額を被保険者に対して給付するものであり、この給付が事業者に対して支払われることで、被保険者に対して保険給付がなされたものとみなす、いわゆる「代理受領」の形をとっている。また、介護給付、予防給付の他に、市町村が条例で定める市町村特別給付がある。

なお、予防給付のうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）として実施している。

6 地域支援事業

【地域包括ケア推進課】

地域支援事業は、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものである。

介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業、任意事業により構成されており、その費用額は、地域支援事業交付金交付要綱に規定されている上限額の範囲内で算定することとなっている。

7 介護保険事業運営協議会

【介護保険課】

学識経験者 2 人、保健・医療又は福祉の専門家 10 人、被保険者の代表 2 人及び要介護等被保険者の家族の代表 3 人の計 17 人で構成している。（令和 7 年 4 月 1 日時点）

4 地域包括支援センター

【地域包括ケア推進課】

1 設置の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に相談を受け、早めに適切な医療や介護などの社会保障制度、その他の関係機関へとつなぐ体制が必要となる。

また、対象者一人ひとりについて多様な職種が連携、協働し、地域におけるサービスや資源を活用しながら支援していくことが重要である。

介護や福祉、健康、医療、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に高齢者やその家族を支援する体制の確立、そして高齢者が要介護状態になることの予防を推進し、明るく活力ある高齢社会を築いていくために、平成 18 年 4 月 1 日、日常生活圏域ごとに市直営で 5 か所の地域包括支援センターを設置した。その後、高齢者人口の増加等の状況の変化に対応するため、平成 23 年 4 月に 3 か所、平成 25 年 4 月に 1 か所、平成 28 年 4 月に 1 か所、平成 31 年 4 月に 3 か所及び令和 4 年 4 月に 1 か所、何れも民間事業者への委託により地域包括支援センターを増設した。また、令和 6 年 10 月に 1 か所、令和 7 年 5 月に 1 か所、既存の地域包括支援センターにサブセンターを設置した。現在、直営 5 か所、委託 9 か所（うち 2 か所はサブセンターを設置）の計 14 か所の体制で運営している。

2 施設の所在地

名称	所在地
中部地域包括支援センター	北本町 1-16-55（保健福祉センター1 階）
新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	芝山 1-39-7 フォンテース芝山 104
東部地域包括支援センター	薬田台 5-31-1（社会福祉会館 3 階）
前原地域包括支援センター	前原西 2-29-10 青空ビル 1 階
三山・田喜野井地域包括支援センター	三山 6-41-24 田屋ビル 103
習志野台地域包括支援センター	習志野台 2-71-15 ACE ビル 202
西部地域包括支援センター	本郷町 457-1（西部消防保健センター4 階）
塚田地域包括支援センター	前貝塚町 535-10 ハイム ルーエ
法典地域包括支援センター	馬込西 1-2-10 寿ビル A 101
藤原サブセンター	藤原 3-2-15（西部福祉会館内）
南部地域包括支援センター	湊町 2-8-11（市役所別館 1 階）※8 月 25 日移転
宮本・本町地域包括支援センター	宮本 4-19-12 ヨモギダビル 101
北部地域包括支援センター	三咲 7-24-1（北部福祉会館 1 階）
二和・八木が谷地域包括支援センター	二和東 6-17-39
豊富・坪井地域包括支援センター	神保町 117-8
小室サブセンター	小室町 3319-2

3 包括的支援事業

地域包括支援センターでは、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等が、市内 15 か所の在宅介護支援センターと連携、協働しながら、高齢者の総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行っている。

4 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

要支援 1・2 と認定された者及び基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された者に対する介護予防ケアマネジメントを行っており、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している。

5 指定介護予防支援事業

要支援 1・2 と認定された者に対する介護予防支援を行っており、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託している。